

令和2年度 学校を核とした地域力強化プラン

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。

趣旨

滋賀県「地域学校協働活動推進事業」

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県

推進協議会の設置

- 総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター等を対象とした研修の企画
- 事業の評価

市町

運営委員会の設置

- 教育委員会と福祉部局等の連携方策
- 地域の人材確保方策の検討
- 支援体制の整備・支援活動の実施 等

統括的な地域学校協働活動推進員

- (統括的な地域コーディネーター)
- ・未実施地域における取組実施を推進
 - ・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

地域学校協働活動推進員

(地域コーディネーター)

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等

地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)を中心に、様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

補助要件

- ①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
- ②地域学校協働活動推進員を配置すること

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進

地域人材等の参画

地域学校協働活動

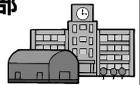


地域学校協働本部

- 地域と学校が連携・協働する仕組みづくり(本部)を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施

12市町 120本部

- ・学校支援活動・学校周辺環境整備
- ・郷土学習 ・学びによるまちづくり
- ・地域人材育成・地域行事への参加 等



地域未来塾

- 中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

6市町 28教室

- ・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供



放課後子ども教室

- 放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実

6市町 31教室

- ・活動拠点(居場所)の確保 ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援 ・文化活動支援 など
- 放課後児童クラブ(首長部局)と連携

土曜日の教育支援

- すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施

3市町 29教室

- ・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築

趣旨

「コミュニティ・スクール推進事業」(県実施)

【補助率】	国	1/3
	都道府県	2/3

公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を加速させ、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

CSアドバイザー派遣

- 各自治体のCS立ち上げや推進体制の構築に向けた助言
- 市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進

研修の充実

- 学校運営協議会委員・教職員等を対象とした研修会を開催。制度等への理解を深め、導入の促進と取組の充実を図る。

趣旨

「地域における家庭教育支援基盤構築事業」

9市町

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

各地域における家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援する。

地域人材の養成

- 家庭教育支援員の養成
4市町で実施

家庭教育支援体制の構築

- 家庭教育支援チームの組織化
- 家庭教育支援員の配置
5市で実施

家庭教育を支援する取組の展開

- 学習機会の効果的な提供
- 親子参加型行事の実施
- 情報提供・相談対応 9市町で実施

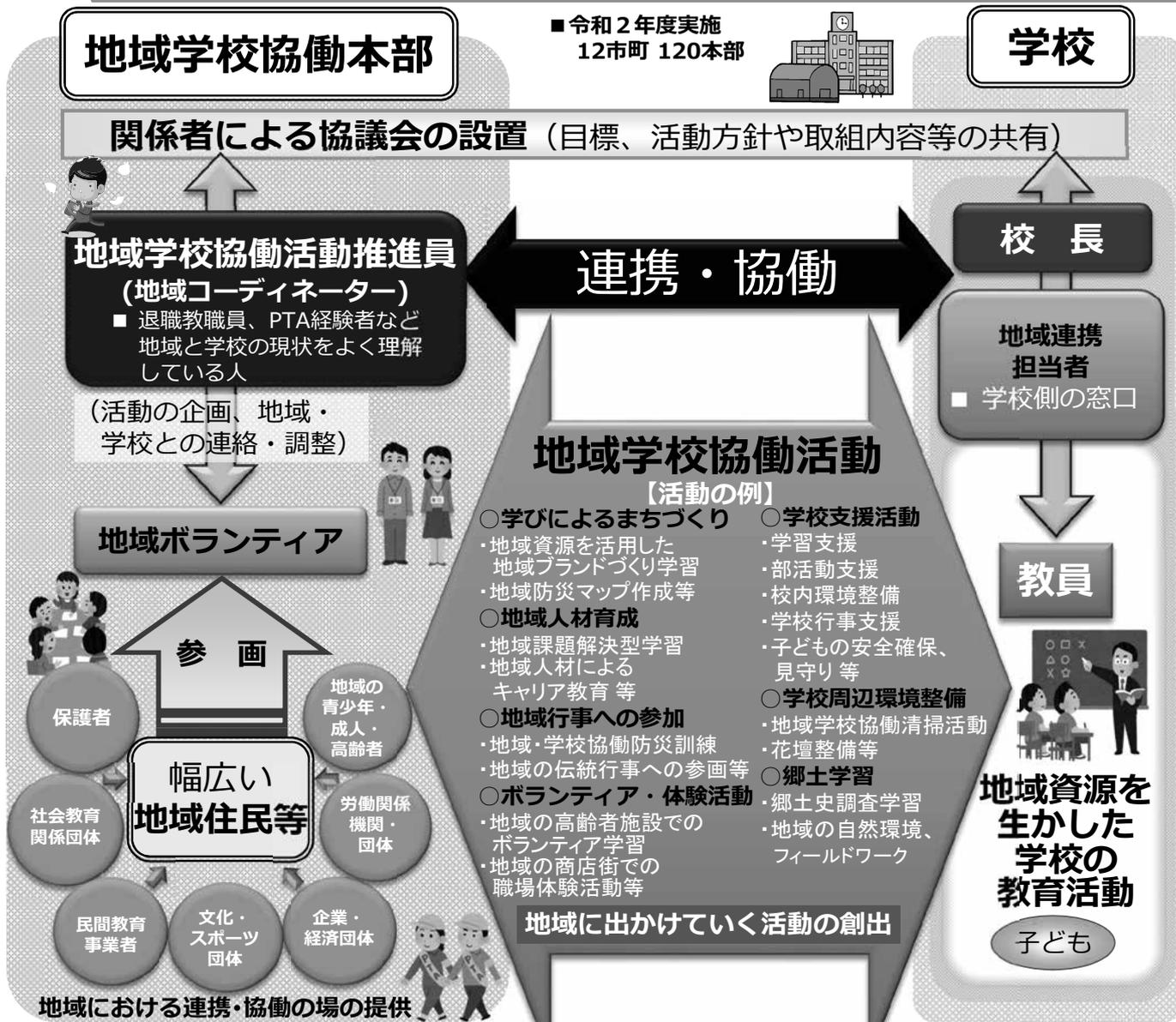
- 家庭教育支援チームの拡充を含めた地域における家庭教育支援体制の拡充・強化
…訪問型家庭教育支援に取り組む家庭教育支援員の配置拡充は、必要要件
- 学校と連携し、家庭をつなぐ機会を創出するための家庭教育支援員のコーディネート力や専門性の向上等に関する研修機会の充実
2市で実施

地域学校協働本部 「支援」から「連携・協働」へ

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施

趣旨 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る。



期待される効果	
子どもにとって	⇒ 専門的な知識や技能を持った地域住民等とのふれあいを通じて、学びや体験活動が充実するとともに、地域の人々と顔見知りになり、地域の担い手としての自覚が高まる。また、多様な経験を積むことで、学習意欲が喚起され、自ら課題を解決しようとする資質や能力が育まれる。
学校にとって	⇒ 地域住民等の理解と協力を得て、地域資源を生かした授業づくりが進められる。また、学校支援ボランティアが組織化されると、教員の異動に関わらず、持続可能な学校支援体制が担保される。子どもの教育を保護者や地域住民等とともに担うことで、ひいては教員の負担軽減につながり、子どもと向き合う時間が増える。
地域にとって	⇒ 地域住民等が自らの経験や知識を子どもの教育に生かすことで、生きがいや自己実現の機会や場がつけられる。地域の子どもの顔見知りになり、ひいては、地域住民同士も顔と名前が一致する関係が進む。学校を舞台に地域の緩やかなネットワークが形成され、新たな地域コミュニティがつけられる。

地域未来塾

—地域の力による放課後等学習教室—

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

現状と課題

- ・児童・生徒が、平日に学校の授業時間以外に勉強する時間が、全国と比較して短い。
 - ・家庭での学習時間が30分未満の中学生が15%であり、小学生よりも多い。
- 【平成31年度 全国学力・学習状況調査結果より】
- ・家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要。

『第3期教育振興基本計画』 (H31.3策定)

家庭の状況が多様化する中、子どもがしっかりとした学力を身に付けることができるよう、幅広い地域住民の参画により、放課後、土曜日、休日等における一人ひとりの子どもに寄り添った学習や居場所づくりの取組を支援します。

国の動向

- 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動として位置づけを変更。
- ・全ての児童・生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援等
 - ・社会的・経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
 - ・地域での活動と学校の教育課程との連携を図り、教師だけでは取り組みにくい活動につなげる。

趣旨

地域未来塾



中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆幅広い地域の協力を得て、放課後や長期休業中に学習を深めたい全ての子どもに学ぶ機会を提供
- ◆家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生への学習支援の場として、多様な視点からの支援を実現
- ◆部活動休業日（ノ一活デー）の受皿として実施することで、教員の負担軽減を



教室のモデル

大学生や教員OBなどの学習支援員
・教育活動サポーター等を配置

【内容】

- ①自学自習の支援など補習的学習
- ②講義・授業など、教科に即した発展的学習

【対象】

学年や参加希望の有無などは、実施主体の実態に応じて柔軟に設定

【場所】

実施主体の実態に応じて柔軟に設定
(学校の余裕教室や地域の公民館など)

【回数等】

回数、定期・不定期不問

○県内の取組事例

- 〈中学校で実施・放課後の学習支援〉
- ・対象は、中1～3年生の希望者
- ・年間40日
(毎週水曜日、1時間程度)
- ・国語、英語、数学の基礎学力を培う補充学習
- ・指導員は、教員OBや大学生

子どもたちの 学習習慣の定着 「学ぶ力」の向上

学校との連携

- ・活動スペースとなる余裕教室の提供
- ・学習プリントの提供
- ・児童生徒の情報交換
- ・参加を促す広報チラシ等の配布
- ・ボランティアへの助言・サポート など

学習が遅れがちな子どもに対して、基礎学力の定着を図る。

学習機会の提供によって、
貧困の負の連鎖を断ち切る。

貧困対策

貧困の中にある子どもの安全を確認し、
その中で学習も支援する。

福祉部局からのアプローチ

- 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
市町が国の補助事業を受け、**13市2町**で実施（R2）
対象は生活困窮世帯等限定あり
- 地域で遊べる・学べる淡海子ども食堂
「はぐくみ基金」による実施団体への助成事業
13市5町138か所で実施（R2）

令和2年度実施 6市町28教室

- ・彦根市（17）
- ・米原市（4）
- ・湖南市（3）
- ・日野町（1）
- ・竜王町（1）
- ・多賀町（2）

放課後子ども教室

～新・放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町	1/3

趣旨

「放課後子ども教室」は、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習支援や体験活動を実施する。

令和2年度実施：6市町31教室

放課後子ども教室

『新・放課後子ども総合プラン』
として実施 (H30.9月策定)

放課後児童クラブ

【地域学校協働本部】
地域学校協働活動推進員

双方で情報共有

〈学校区ごとの協議会などで情報共有を図る。〉

放課後児童支援員

放課後子ども教室が設置されている場合は、積極的に交流する。

連携
協働

協働活動支援員
協働活動サポーター
学習支援員
特別支援・共生社会サポーター

多様な
プログラムの
提供
安全管理

○学習支援や体験活動

- ・学習支援(予習・復習、補充学習、ICTを活用した学習 大学生などによる進路相談など)
- ・体験活動(理科実験、芸術教室、伝承遊び体験活動、地域の資源を活用した自然体験学習、社会体験活動など)



参画

退職教職員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材

小学校など

- ・余裕教室や特別教室(図書室、家庭科室)等を提供
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

県の取組

学校を核とした地域力強化プラン研修会

地域学校協働活動推進員、コーディネーター、運営委員会委員、協働活動支援員、協働活動サポーター、学習支援員、特別支援・共生社会サポーター、ボランティア、専任指導員、放課後児童支援員、関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策
- ・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

放課後子ども教室	連携	放課後児童クラブ(学童保育)
○すべての子ども(小学校に就学している児童)	対象	○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童
○学習支援・体験活動の場 地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、学習やスポーツ、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。	内容	○遊びの場・生活の場 放課後児童支援員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。
○伝承遊び、学習(予習、復習、宿題等)、スポーツ、文化活動など	主な活動	○遊び、学習(宿題)
協働活動支援員・協働活動サポーター・学習支援員 学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理 特別支援・共生社会サポーター 特に配慮が必要な子どもたちへの支援	スタッフ	放課後児童支援員 遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。
○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など	実施場所	○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など
○平日の放課後・週末(教室により異なる)	開催日	○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)
○無料(教室により保険、材料費などの徴収あり)	利用者負担	○月額5,000円～10,000円程度(施設により異なる)
○6市町31教室(令和2年度)	県内数	○19市町373クラブ18,615人(令和2年7月1日現在)

土曜日の教育支援活動

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町	1/3

趣旨

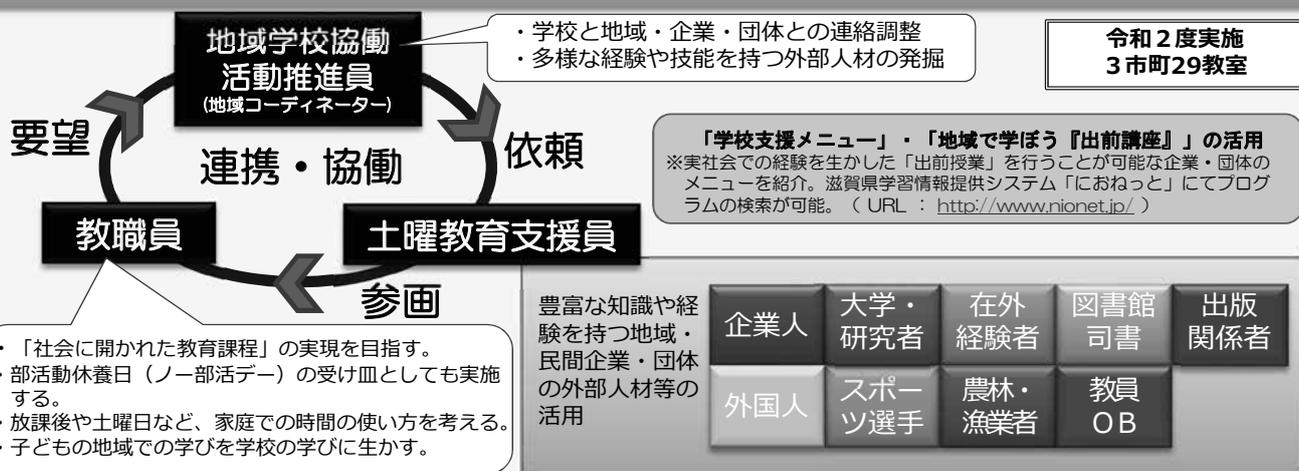
全ての子どもたちの土曜日等の教育活動を充実するため、地域・民間企業・団体等の多様な経験や技能を持つ外部人材等の協力・参画を得て、地域の豊かな資源を活用した体系的・継続的な学習プログラムや特色ある学習プログラムを企画・実施する市町・学校等の取組を支援することにより、支援体制の構築を図るとともに、「学ぶ力^(※)」を育むことをめざす。

(※)「学ぶ力」：子どもたちが自分の将来を真剣に考え、仲間とともに力を合わせ、自ら学ぼうとする力



土曜日の教育支援活動の仕組み

令和2年度実施
3市町29教室



地域・民間企業・団体等の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの教育支援活動の実施

- 地域の子どもを中心に据え、地域(地域人材)・家庭(保護者)・学校(教員)が確かにつながり、それぞれの立場から教育の営みに関わることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。
- 地域の豊かな社会資源を活用した体系的・継続的な学習プログラムを実施することにより、「学ぶ力」の向上を図る。

～土曜学習例～

● 学習意欲や学習習慣形成につながる事例

学力向上を図る補足的・発展的学習、作文教室、科学実験教室、基礎学力の向上、中学生の学力向上、在外経験者による外国語教室等

● 体験活動を中心とした事例

自然体験、書道、絵画、茶道、囲碁、工作、料理、和太鼓、楽器演奏等

● 地域の歴史や文化を学ぶ事例

地域の伝統学習(伝統行事、祭り)等

地域・企業・団体ならではの
実社会で得られた
知識や経験を子どもたちへ!

外部人材を活用した土曜日の教育支援体制の構築により、
社会全体で「子どもの育ち」を支える地域づくりを推進する。



地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】 国 1/3
県 1/3
市町 1/3

背景

核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変わりつつあり、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加など、家庭教育を行う上での困難な現状がある。また、様々な課題抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭への対応や、児童虐待など、子どもをめぐる状況が懸念され、地域全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

趣旨

家庭や地域と学校との連携・強化を図りつつ、家庭教育支援体制の構築及び家庭教育を支援する取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた家庭教育支援活動の強化を図る取組の推進など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援するもの。

県

家庭教育支援推進協議会の設置

- ・家庭教育支援活動等の在り方
 - ・「訪問型家庭教育支援」の効果的な手法等の普及
 - ・子育ておよび家庭教育支援の研修・交流
- 上記およびその他必要なことに関する協議

年3回



- 家庭教育に関する人材育成・啓発
※訪問型家庭教育支援に係る研修・交流
- ・家庭教育支援員・市町行政職員の研修
 - ・企業内・PTA家庭学習講座の開催支援
 - ・おうちで読書のブース出展のための研修
 - ・家庭教育啓発ポスター作製

市町で展開される事業内容

令和2年度実施
(9市町18活動)

- ・彦根市
- ・栗東市
- ・高島市
- ・近江八幡市
- ・甲賀市
- ・日野町
- ・草津市
- ・湖南市
- ・竜王町

① 運営委員会等の設置

◆ 家庭教育支援体制の整備、支援活動の実施

全9市町

◆ 地域の人材確保や要請方策の検討

◆ 福祉部局等との連携方策等

行政関係者（教育委員会および福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施

② 地域人材の養成

◆ 家庭教育支援員等の養成

- ・家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- ・支援活動の企画・運営、関係機関・団との連携等を担う中核的人材を養成



参画

子育てで経験者など
地域の多様な人材

◆ 研修会の実施

- ・人材確保方策等の資質向上及び家庭や地域と学校との連携・協働の推進を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換

③ 家庭教育支援体制の構築

◆ 家庭教育支援員の配置

- ・家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

◆ 家庭教育支援チームの組織化

- ・家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化
 - 学習機会や交流の場づくりの企画
 - 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育て経験者等の子育てサポーターリーダー
民生・児童委員、元教員、保健師、SSW等



④ 家庭教育を支援する取組の展開

◆ 保護者への学習機会の効果的な提供

全9市町

- ・就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

◆ 親子参加型行事の実施

- ・親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

◆ 相談対応や情報提供

- ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や対応を実施

◆ 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

様々な問題を抱えつつも、自ら相談の場にアクセスすることが困難な保護者などに対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、個々の保護者に対する相談対応や情報提供を実施する。【例】 家庭訪問による個別の情報提供や相談、電話やSNSによる相談等

滋賀県コミュニティ・スクール推進事業

※「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を含む。

・学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」への転換を目指すことが必要であり、平成29年4月学校運営協議会の設置が努力義務化された。
 ・「学校運営協議会制度」に関する研修機会の拡充等を図り、制度や事例についての理解を深めることを通じて、県内の学校運営協議会設置校の一層の拡大や取組の充実を図る。また市町や県立学校のコミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築等に対して助言を行うアドバイザーを県に配置し、各市町や県立学校を訪問して助言を行うとともに、県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進する。

趣旨

CS導入・運営の充実に向けた支援体制の構築

国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」

①CSアドバイザー派遣

市町・県立学校のCS立ち上げや推進体制構築に向けた助言や設置後のアフターフォロー

②コミュニティ・スクールの研修の充実

推進フォーラム・学校管理職研修会・事業成果報告会等開催

③推進協議会・連絡協議会の開催

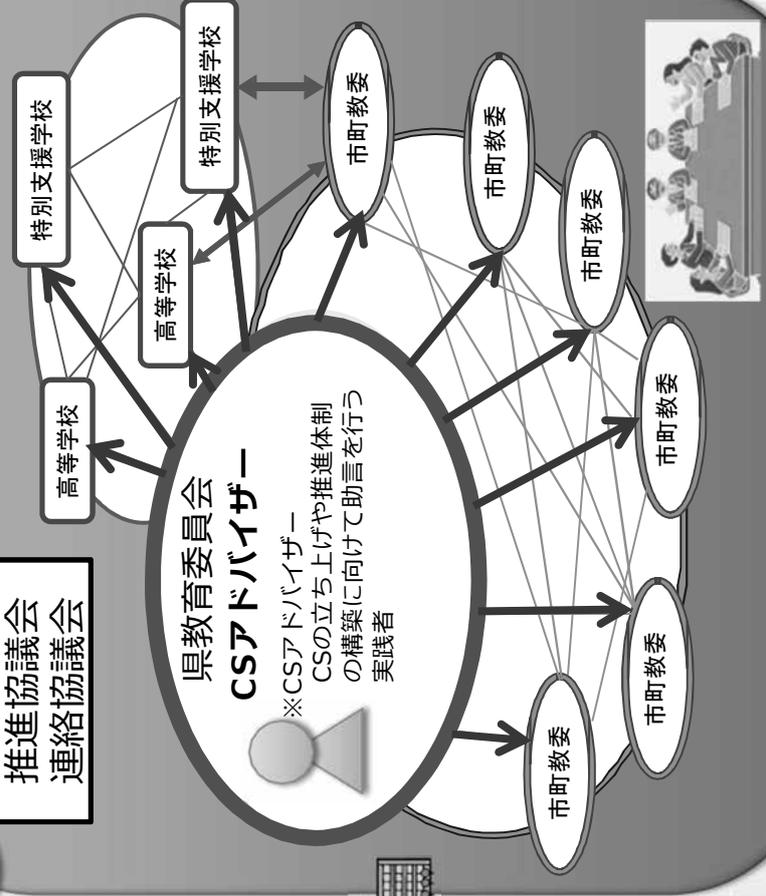
県

補助率：国1/3

推進協議会 連絡協議会

県教育委員会 CSアドバイザー

※CSアドバイザー
CSの立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行う実践者



④学校運営協議会設置（県立学校）

コミュニティ・スクールの設置拡大および取組が充実することにより得られる効果

- 学校教育の質の向上および学校支援活動の充実
- 地域と学校が、共通したビジョンをもった主体的・能動的な取組の展開
- 地域の学校理解の深まり、当事者意識の向上

→ 社会総がかりで子どもたちを育む

⇨ 地域と学校の連携・協働体制の構築により、教職員が子どもと向き合う時間が増え、確保される。